

(事件番号) 令和4年(少コ)第28号 損害賠償請求事件
原告 株式会社はなもみ
被告 日本放送協会

令和4年9月5日

準備書面

原告 株式会社はなもみ
代表者 代表取締役 池田剛士 印

訴状の紛争の要点(請求の原因)について、以下のとおり補足する。
なお、記述は、「7月提訴分計10件(いずれも少額訴訟であり、事件番号は第27号から第36号まで)」で共通している。

- (事件番号) 令和4年(少コ)第27号 一般社団法人Jミルク
(事件番号) 令和4年(少コ)第28号 日本放送協会
(事件番号) 令和4年(少コ)第29号 株式会社わかさ生活 外1名
→株式会社河出書房新社
(事件番号) 令和4年(少コ)第30号 茨城県 外1名
→国立研究開発法人農業・
食品産業技術総合研究機構
(事件番号) 令和4年(少コ)第31号 関西テレビ放送株式会社
(事件番号) 令和4年(少コ)第32号 国立大学法人筑波大学
(事件番号) 令和4年(少コ)第33号 株式会社日本農業新聞 外2名
→一般社団法人家の光
→一般社団法人農山漁村文化協会
(事件番号) 令和4年(少コ)第34号 学校法人関東学院
(事件番号) 令和4年(少コ)第35号 株式会社茨城新聞社
(事件番号) 令和4年(少コ)第36号 国(特許庁)

各被告各事件の個別具体的要点については、太字斜体で記している。
ただし、被告が1名の場合(27、28、31、32、34、35、36の計7件)と、「外○名」のごとく表記される複数名の場合(29、30、33の計3件)とで、裁判所

から求められた記載項目の数に違いがある。前者は 6 項目であるのに対し、後者は 7 項目である。6 項目は共通で、(4)の次に、以下の 1 項目が追加されている。

(5)被告らが、連帯して5万円の支払義務を負担する根拠は何か。

そこで、本準備書面では、「共通準備書面」としての体裁上、「(4)」と「(5)」を併合している。つまり、上記の「(5)」を「(4)」に含めた。もちろん、「(5)」でより具体的な記載が求められている、訴状の「請求の趣旨」で書式の空欄に追記というかたちをとる「連帯して」及び「ら」の意味を明らかにしつつ、である。

したがって、記載項目は、「(1)～(6)」の 6 項目で統一した。

なお、上記事件（の被告ら）は、いずれも、同じく水戸簡易裁判所へ先に提訴された、本訴原告の代表者を原告とする訴外有限会社学術秘書による、訴外株式会社読売新聞東京本社を相手取った「(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 14 号」及び以下 9 件の損害賠償請求事件と直接的ないし間接的な関わりを持つことに注意されたい。

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 18 号 株式会社吉野家

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 19 号 株式会社文藝春秋

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 20 号 日本テレビ放送網株式会社

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 21 号 株式会社 NHK 出版

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 22 号 株式会社日本経済新聞社

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 23 号 公益社団法人鳥取県栄養士会

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 24 号 株式会社小学館

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 25 号 株式会社岩波書店

(事件番号) 令和 4 年 (少コ) 第 26 号 株式会社研究社

より正確に言えば、事件番号「27～36」と事件番号「14 及び 18～26」は、原因と結果の因果関係にある。つまり、前者の事件は、後者の事件にかかる「共通準備書面（令和 4 年 8 月 25 日）」で主張した、原告が訴外有限会社学術秘書とで共同占取した、いわゆる「訂正独占権」の根拠をなす。

したがって、原告の 10 件及び訴外有限会社学術秘書の 10 件の計 20 件は、一体のものであり、併合審理が強く望まれる。

「小コ 20 連発」で始まった「水府裁判（すいふさいばん）」の行方だが、株式会社読売新聞東京本社（14）及び日本テレビ放送網株式会社（22）を率いる訴外株式会社読売新聞グループ本社は他に先駆け、訴外有限会社学術秘書に対し、通常

訴訟への移行を申し立て、徹底抗戦を挑んできた。これまでの経緯をふまれば至極当然の流れであり、原告及び訴外有限会社学術秘書にとって、それは望むところである。

平成 29 年 (2017 年) 1 月 28 日以降、茨城県水戸市発で全国各地に広がった「明治百五十年の大過」の訂正の総決算として位置づけられる、水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所における「ムチン騒乱」にかかる一連の裁判「水府裁判」は、インターネットで現在公開中の特許庁「特許公報」の一括訂正を求める義務付け行政訴訟や、訂正対応が遅れた責任を問う農林水産省、厚生労働省、文部科学省の 3 省に対する国家賠償請求訴訟を含む、複数の提訴が予定されている。

なぜなら、「ガラクタンの呪い」や「フィッシャーの呪い」、「ヒポクラテスの呪い」と称される、日本社会における糖の（科学的）常識にかかわる無知蒙昧で、もっとも大きな利益を得ていたのが読売新聞グループとその関係者だったからである。読売新聞グループの「既得権」「牙城」に対する脅威であり、破壊者でもある原告及び訴外有限会社学術秘書の排斥ないし殲滅を企てようとするのも無理はない。

卓照綜合法律事務所（東京都千代田区）所属弁護士 3 名（齊藤貴一、深瀬仁志、福田舞）が被告訴訟代理人弁護士を務める株式会社読売新聞東京本社の事実上の「答弁書（令和 4 年 8 月 22 日）」に対する「準備書面 1（令和 4 年 8 月 29 日）」のなかで、訴外有限会社学術秘書は「読売包囲網」の指針を提示している。

しかし、先日、池田書記官より、原告に対し、訴外株式会社読売新聞グループ本社を本訴の被告に追加することはできない旨が伝えられたことから、本訴と同じ水戸簡易裁判所で扱える限度額「140万円」を訴訟物とする、有限会社学術秘書を原告とする「別訴」を近く提起し、本訴との併合審理を求めたい。別訴には、株式会社はなもみを原告、訴外株式会社読売新聞グループを被告とする、本準備書面の本文で述べる「みと・あかつかカンファレンス」にかかる損害賠償請求事件は含まれない。すなわち、有限会社学術秘書の案件のみである。

この「別訴」では、訴外株式会社読売新聞グループ本社のグループ会社である株式会社中央公論新社も、被告に加える。

なお、件の、訴外有限会社学術秘書が株式会社読売新聞東京本社を相手取った損害賠償請求事件の第2回口頭弁論期日は本日、令和4年（2022年）9月5日午後1時半である。

記

(1) 原告の権利又は法律上保護される利益は具体的に何なのか

1 茨城県水戸市在住の看護師、当時JA茨城県厚生連総務部人事教育課看護支援室の副室長（嘱託職員）であった中西京子さんは、平成23年（2010年）2月、サトイモの新しい食べ方「脳響水（のうきょうすい）」を考案した。

2 原告は、平成23年（2010年）6月17日、脳響水の研究を目的に、中西さんが全額出資（資本金600万円）した株式会社であり、創立以来、訴外有限会社学術秘書取締役の池田剛士がその代表者、代表取締役を務めている。

3 **脳響水は、その誕生から間もなく、メディアで大々的に取り上げられ（株式会社日本農業新聞、一般社団法人家の光、一般社団法人農山漁村文化協会）、脳響水を用いた商品開発も各地で進められた。**

中西さんは、平成22年（2010年）12月に茨城県小美玉市で脳響水の初の講演を行ったが、その当時、その「作り方」や「使い方」については未だ確立しておらず、「研究」の途上であった。

4 脳響水はA・B・Cの3種類あるが、当初は、一つしかなかった。それは「脳響水A」と呼ばれた。

脳響水は、身近な台所用品を用いてつくることができる。

ピーラーを用い、生のサトイモの皮を剥き、スライサーで薄切りにしたものを水（冷水）にさらす。

サトイモと水を分け、さらし水だけを煮詰めたものが脳響水 A である。

再び水（冷水）を加え、さらし水をつくり、同様に、さらし水だけを煮詰めたものが「脳響水 B」である。

さらに、もう一度水（冷水）を加え、さらし水だけを煮詰めたものが「脳響水 C」である。

このように、脳響水の作り方は、鰹節で出汁（一番だし、二番だし）をとるとき
の要領に似ている。

5 脳響水は A・B・C 間で「白」、「赤」、「無色透明」と色がまったく違う。

脳響水の作り方でもっとも苦心したのが、とくに「石川早生（いしかわわせ）」
と「土垂（どだれ）」のサトイモ品種の違いで安定的に赤の色を出せなかった脳
響水 B である。水の量やさらし方を変えることによって試作が何度も繰り返さ
れ、この問題は解決した。

6 脳響水の製造方法が確立したのは、その考案から 2 年後の、平成 24 年（2012
年）1 月頃である。

中西さんはその後、同年 4 月より、看護部次長として、国家公務員共済組合連合

会水府病院（茨城県水戸市）へ赴任した。そして翌年の4月、看護部長に就任した。

7 一方、脳響水の「使い方」の研究はといえば、「作り方」のそれよりもずっとペースが速かった。

中西さんがパンやたい焼きの生地に脳響水を混和させた試作品を関係者にふるまうところからスタートしたが、業者がそれに合流するまでに時間はかからなかった。パズルで、まだ埋まっていないピースをひとつひとつ穴埋めしていくように、脳響水 A・B・C の用途（効能・効果）が特定されていった。

なかでも、煮汁として用いればリンゴや栗を発色よく仕上げられる（きれいな色を保てる）効果が知られていたにすぎない脳響水 C を、油の代わりに使う加熱調理法「お料理水」の発見は特筆に値する。

8 中西さんが平成 24 年（2012 年）9 月に脳響水の作り方と使い方の概要をまとめたものが、甲 1 である。

したがって、脳響水がその完成をみるまでに、2 年もの歳月を要していた。

裁判長には、中西さん及び原告にとって、また社会的、経済的にも、脳響水が資産価値を有するものであることをご理解いただきたい。

ただし、以下で述べる理由で、つまり、広くすべての国民のための健康増進活動の中から生まれた経緯にかんがみ、その普及を促すため、脳響水にかかる商標や

特許（製造特許）は取得していない。

9 脳響水は、看護師の魅力や可能性を広く国民にアピールする「看護の可視化」（「看護師の限界に挑戦」「新時代の看護師像の創造と開拓」）プロジェクトの一環であり、「出会いは学びであり、生きること」「いい出会いで健康になれる」をモットーに、中西さんの医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」の中から生まれたものである。甲1からそのエッセンスをここに引用しておく。

たとえば、ラーメン好きの方の中には汁を残さず平らげる方もいらっしゃると思いますが、高血圧などの原因となる塩分を摂りすぎてしまいます。もしも大切なひとがそばにいて「それは良くない」と言われたら、いつもの食べ方ができるでしょうか。また、お酒を飲むとき、「手酌酒」や「一人酒」になっていませんか。健康を気遣う誰かが一緒だったら、飲みすぎてしまうでしょうか。

つまり、脳響水には、サトイモの新しい食べ方を通して、子供からお年寄りまですべてのひとびとがひとつにつながれるようにとの中西さんの願いが込められている。

脳響袋操では、ひとりになってしまうことが不健康の元になる、つまり、ひとはひとの中で最もよく生きられると考えます。

その意味で、サトイモが日本の伝統食材であり、アレルギーリストに入っていないことが決定的に重要であった。

また、中西さんは、人によって好き嫌いのある「サトイモらしさ」を追求するのではなく、むしろ誰もが気づかないうちに、いつの間にか食べてしまっているような食べ方に脳響水の魅力を感じていた。

さらに、業者の中には、サトイモが原料である脳響水を「季節限定商品」として扱う者もいたが、中西さんは「一年中使える」ことを重視した。中西さんが脳響水を当初、「万能天然添加物」と称したのは、これが理由である。

のちに、この「添加物」が物議を醸すことになった。平成24年(2012年)2月、「脳響水」の「脳響(のうきょう)」の定義をめぐって、当局(茨城県保健所)との間で、いわゆる「脳響論争」が勃発した。

10 中西さんが「ストレスをひとりではなく、みんなの力で発散させ」ようなコンセプトから考案した、レジ袋を使ったお手軽・簡単エクササイズ「心袋操(しんたいそう)」についても、脳響水と同様、脳響袋操がその原点であった。

11 「心袋操」も取材対象になっていた(株式会社日本農業新聞、一般社団法人家の光、株式会社茨城新聞社)。

(2) 被告日本放送協会(以下「被告」という。)がどのように(1)を侵害したのか

1 メディアでは、たしかに、「地域おこしの看護師さん」(株式会社茨城新聞社)

としての中西さんの人となりやユニークな健康増進活動が紹介されていた。

しかし、こと脳響水の話に限ってみれば、メディアの関心は、その「作り方」や「使い方」よりはむしろ、その原材料であるサトイモのぬめりに含まれる「ガラクタン」にあったといっている（日本放送協会、株式会社日本農業新聞、株式会社日本農業新聞、一般社団法人家の光、一般社団法人農山漁村文化協会、株式会社茨城新聞社）。

また、ガラクタンは、サトイモに特徴的あるいは固有の成分と報じられていた。

2 しかも、「ガラクタンは脳細胞を活性化」とされた。

平均寿命の延伸など超高齢化社会の到来で認知症患者の増加が見込まれることから、メディアはこぞってこの「ガラクタン」に救いを求めた。

実際、本人や家族の苦悩や経済的負担、関連する重大事故が社会問題として認知され、「痴呆」や「ボケ」と呼んで蔑んだり、差別したりするのではなく、治療すべき病として「認知症」という言葉が定着させられ、社会全体でフォローアップしていくことの重要性や必要性が提唱されるという時代背景があった。

3 しかし、メディアが脳響水に貼った「ガラクタンは脳細胞活性化」のレッテルは、結果として、脳響水の未来を閉ざす最悪のシナリオをもたらした。

脳響水のことを「ガラクタンエキス」と呼ぶ者さえ現れた（しかし、もしもガラクタンの抽出自体が目的であったなら、別の方法をとるだろう。）。

「脳響水は、エナジードリンクのような『飲み物』だ。」「料理に使うよりも、そのまま飲んだ方がいい。」とすぐに口にしながらもひとたちもいた。

株式会社ほぼ日代表取締役の糸井重里さんや公益社団法人日本漫画家協会理事長の里中満智子さんらが脳響水を直接口にする演出もあった（日本放送協会）。

一方、「脳響水は認知症患者のものだ。」「そんなものは、自分には必要ない。」と誤解し、脳響水を忌避する人たちもいた。

4 しかも、である。

訴状で主張したとおり、平成 25 年（2013 年）12 月、「ガラクタンは脳細胞活性化」は「完全な誤り」であることが判明した。

5 その結果、脳響水は、「メディア的には」、死んだも同然の状態になった。

6 中西さんは平成 26 年（2014 年）1 月 28 日以降の 3 年間、「お詫びと訂正」に追われた。

同年 10 月 12 日の福井県大野市での中西さんの「2014 脳響水元年記念講演」がそのもっとも代表的なものである。

平成 27 年（2015 年）8 月、「清涼飲料水」としての脳響水の製造方法が確立したため、原告は、平成 22 年（2010 年）9 月から続けてきた「研究用脳響水」の製造・販売を終了した。

7 飲む脳響水の研究には、茨城大学、福井大学及び福井県立大学、香川大学、愛媛県農林水産研究所などの研究者らが加わった。

筑波大学による「メディアを使った研究不正」の発覚後も、変わらず、惜しみない協力を頂いた方々に感謝したい。

8 さらに、原告は、この間、地方公務員法ないし国家公務員法が準用される身分の、茨城県及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員が犯した重大ミス、国立大学法人筑波大学の准教授による「メディアを使った研究不正」で被害を受け、脳響水を使った製造販売中止を余儀なくされた関係者（とくに食品加工業者）からの求めに応じ、誤報「ガラクトンは脳細胞を活性化」の起源や根拠の特定（真相究明）と責任追及のため、都道府県の公的試験機関や大学の研究機関を対象にした全国的規模での調査を実施し、その結果を公表した。

9 この件で、元水戸市長で前参議院議員の岡田宏（おかだひろし）さんの協力で、国立国会図書館立法考査局調書も作成された。

(3) (2)について、被告に故意又は過失があるのか

1 調査結果によれば、「ガラクタンは脳細胞活性化」説は、たしかに中西さんの脳響水で全国的に拡散させられたが、中西さんから始まった話ではなかった。つまり、今回の誤報は、平成22年(2010年)2月に誕生した中西さんの脳響水よりもはるか以前から存在していた。

それが、タレントの堺正章さんらが司会を務める「発掘あるある大事典II」の番組であった。平成17年(2005年)10月23日放送の、コロナ感染で死亡した、故・志村けんさん担当のコーナーで、「ガラクタンは脳細胞を活性化」の誤報が出ていた(関西テレビ放送株式会社)。

ロケ地は愛媛県四国中央市で、JAうまが協力した(中西さんは、平成23年(2011年)6月、JAうまを訪れているが、「全国里芋産地交流会」の第2回開催地であった。)

この番組は「ネバネバ食材」の中でもっとも代表的な「納豆」の件で、捏造を理由に打ち切られていた(関西テレビ株式会社)。

その社会的反響は大きく、BPO(放送倫理・番組向上機構)発足のきっかけとなった事件だが、その折、「ムチン」の問題がなぜスルーされたのか、検証を行う必要がある。なぜなら、その時点で、「明治百五十年の大過」が露見し、訂正されていた可能性を否定できないからである。

音好宏 (おとよしひろ) 上智大学教授によれば、第三者委員会で検討された資料は現在も嚴重に保存されているとのことである。

納豆に関する「メディアを使った研究不正」については、とくに「納豆ムチン」という造語を用い、納豆のネバネバ成分 (タンパク質) とヒトの粘膜成分のムチン (糖タンパク質) を誤認混同させ、ナットーキナーゼのバイオアベイラビリティを過大に評価する、つまり、ナットーキナーゼがムチンで覆われるため消化されずにそのまま体内に吸収されるものとみせかける手口が確認されている。

問題のナットーキナーゼ含有サプリメントは、現在多数市販されている。

2 中西さんが「サトイモ」と、「脳響袋操」の「脳」の2つのキーワードでネット検索した際、その検索結果は「ガラクタンは脳細胞活性化」説一色であった。それを知って、中西さんは、研究テーマとしてサトイモを選んだことに「運命的出会い」を強く感じるようになった。

しかし、それまで、中西さんは「ガラクタン」という言葉はおろか、「脳細胞活性化」などという効能・効果についての話もまったく知らなかった。

2 中西さんは、メディアや関係者から、なぜ「ガラクタンは脳細胞を活性化」するのか、その機序について聞かれることは一度もなかった。当時を振り返ると、ある意味、「分かり切った話」「当然のこと」のように、それが語られていた。

「そういわれているんだったら、もう研究する必要などないのではありません

か。きちんと調べれば、お金と時間がいくらあっても足りません。」「『ポリフェノール』もそうですが、その効能・効果が社会的に認知されてしまえば、研究者の出番はもうありません。」「機能性研究にお金を出すのは、とにかく『(未知の)機能性を認知させたい』と思うごく一握りのひとたちだけでなんです。」「ほかの人たちは、『タダ乗り』すればいいだけですから。」とさえ言い切る研究者さえいた。

この言葉は、誤報であれ、なんであれ、「メディアの失敗」で社会がそう信じてしまえば、その真偽如何を問う研究がなされず、間違いが放置されてしまう現実があることを物語っている。

3 メディアや関係者から中西さんに求められていたのは、脳響水に含まれるガラクトンの量を明らかにすることであった。

4 そこで、中西さんは地元の公設試験機関に試験を依頼した。その担当者は「やったことはないんですが。やってみますね。」といい、国の研究機関（旧食品総合研究所）の研究員（現在、琉球大学農学部教授）の指導を受け、試験を実施した（茨城県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）。

しかし、研究員は担当者に対し、サトイモのガラクトンを検出できない、ヤリブ試薬を用いた試験方法を提示していた。

ヤリブ試薬は、「アラビノガラクトンプロテイン (AGP)」と「アラビノガラク

タン (AG)」の両方を共に検出できるとされる。ただし、前者は後者とは違い、微量成分である。また、AGには「タイプ1」と「タイプ2」の2種類ある。

しかし、公設試験機関の担当者もまた、当時、「タイプ2」の豆類（コーヒー豆や大豆）のそれとは違い、「タイプ1」のいも類（ジャガイモやサトイモ）のガラクトン（ペクチン性ガラクトン）は、ヤリブ試薬で検出できないことを知らなかった。

つまり、AGPと「AG（タイプ1）」を誤認混同し、中西さんに対し、サトイモのぬめりの主成分を「AG（タイプ1）」と説明すべきところを、誤ってAGP（糖タンパク質）と説明していた。

そのため、試験結果は、「不検出」といってもいい散々たる内容であった（初回に検出された成分はAGPであって、AGではなかったことがのちに判明した。）。

5 しかし、公設試験機関の担当者は、中西さんに対し、平成20年（2008年）5月1日付の特許庁の公開特許公報「ムチン含有水溶液の製造法方法」に書かれていた技術情報（国（特許庁）を鵜呑みにし、脳響水に含まれるガラクトンは長時間の加熱によって、ガラクトースに分解されてしまっているから、ガラクトンが検出されないだけだ、との誤った説明をしていた（茨城県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）。

その「技術情報」とは、これである。

ガラクトンは、水と共に加熱するとガラクトースに変化します。
ガラクトースが脳に運ばれると、脳細胞を刺激し、疲れた脳を活性化する効果がある。ボケの予防に効果がある。

「水と共に加熱」とはおそらく「加水分解」について述べたものとみられるが、ガラクトンの場合、硫酸を加え、高温加熱しなければ、ガラクトースは生じない。加えて、中西さんに対して、ウィキペディア日本語版に書かれていた「脳糖（のうとう）」の話を引き合いに出し、「脳糖入り」をうたい文句に宣伝広告すればよいなどと、とんでもない指導をしていた（茨城県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）。

その話が、メディアで報道されていた（株式会社日本農業新聞）。その当時、成分の件については、公設試験機関の担当者に一任していた経緯がある。

なぜなら、担当者から「『電子レンジ』を使えばいいだけなので、（試験は）さほど難しくありません。」との説明を受けていたからである。

6 しかも、である。

ヒトは脳の発達速度が体の成長速度に比べ速いため、乳糖が分解されてできるガラクトースが脳や神経の発育に欠かせないと
いわれています。

一般社団法人Jミルクの上記「頭脳をつくる脳糖」説は完全な誤りであり、ガラクトースは体内に吸収されても、グルコース（ブドウ糖）に変換されて利用される糖であり、ガラクトースがそのまま脳に運ばれ、脳の神経細胞の材料として使

われることはないにもかかわらず、にである。

もちろん、ガラクトースは、「脳のエネルギーになる」こともありえない（脳のエネルギーになる糖質成分は、グルコースだけである。）。

また、「ガラクトースがそのまま脳に運ばれ」とする説明では、なぜ、体内に蓄積するガラクトースが問題となる先天性糖代謝異常のひとつ「ガラクトース血症」がなぜ「難病」指定となるのか、まったく理解できない。

そもそも、ガラクトースは自然界に存在しない単糖である。つまり、他の糖もしくは他のガラクトースと結合したかたちでしかその存在が確認されていない。

「ミルク（牛乳）」やヒトの「母乳」の場合ですら、グルコースと結合した「ラクトース（乳糖）」と呼ばれる2糖のもう一方の構成糖でしかない。

「教科書」的説明になるが、ラクトースがラクターゼと呼ばれる消化酵素によってグルコースとガラクトースに分解され、後者はグルコースへと代謝される。

なぜ、「牛乳=完全栄養食」販促のための言説を唱える一般社団法人Jミルクの、水府裁判の被告となるのかといえば、「ガラクトタンは脳細胞活性化」の起源と根拠をなしているからである。

つまり、こうである。

「(サトイモに含まれる) ガラクタンは脳細胞を活性化」説は、サトイモに含まれる粘液 (英: mucilage 日: ミューシレージ[粘質物]) の主成分「(ペクチン性) ガラクタン」の構成糖であるガラクトース (英: galactose) を、牛乳や母乳に含まれる糖質成分 (英:

lactose 日: ラクトース[乳糖]の構成糖であるガラクトースに準えたことに由来します。

前者(サトイモ)の場合、ガラクトースは(加熱)調理してもヒトの体内でも、その構成糖であるガラクトースに分解されることはありません。

また、後者(牛乳や母乳)の場合、グルコースとガラクトースからなるラクトース(乳糖)が、-乳糖不耐症のケースを除いて-、ヒトの体内で分解されて生じるガラクトースがそのまま脳や神経の発育に使われることもありません。

一般社団法人Jミルクの会員である訴外株式会社明治(東京都中央区)もたしかに「頭脳をつくる脳糖」説をネット上で公開していたが、以下の指摘を受け、直ちに記事を削除した。

ヨーグルトの主要原料「牛乳」に含まれる糖質成分「ラクトース」が分解されて生じるガラクトースを含むヨーグルトはなぜ「ガラクトースを多く含む食品」と呼ばれないのか、「頭脳をつくる脳糖」説に固執するのであれば、なぜ「ヨーグルトで脳細胞を活性化」と宣伝広告し、認知症患者向けヨーグルトを開発しないのか。

7 脳響水を全国放送した番組担当者もその例外ではなかった(日本放送協会)。

現地ロケ終了後、編集作業が急ピッチで進められていた最中、中西さんに対し、

脳響水に含まれるガラクトースの量が知りたいとの驚くべき連絡が入った。

しかし、中西さんは、「(分析機器がないため)うちではできないので。」と公設

試験機関から勧められたガラクトースの試験を一度も行っていなかった(茨城

県、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)。

なぜなら、一般成分分析(炭水化物、タンパク質、脂質など)とは違って高額で

あったこともその理由の一つだが、そもそも「ガラクトンの抽出」を目的にしていたわけではなかったからである。それが目的であったなら、繰り返しになるが、まったく別の方法で脳響水を製造していたはずである。

丸一日かけた事前訪問やロケ（2日間）の間、一度も話題にならなかったガラクトースの件が急浮上したことは、中西さんにとって青天の霹靂であったことはいうまでもない。

8 結局、番組担当者は「ガラクトンの量でかまいません。」といい、中西さんは、公設機関で最初に検出されたデータを渡した（日本放送協会）。

「完全な誤り」の判明直後、番組プロデューサーは、中西さんに対して、その第一声で「『ガラクトンは脳細胞を活性化』なんて放送していない。」と信じられない（無責任な）発言をしていたが、その事実を認め、「体内で消化される」と理解していた旨をメールで返答している（日本放送協会）。

ガラクトンの解説者として登場した学校法人関東学院が運営する大学の准教授はつぎのように発言していた。

サトイモの粘り成分の場合はですね。ガラクトースという糖質が結合したガラクトンという成分が主体になってできています。これが脳の構成成分になったり、エネルギーになったりということが考えられます。いもの中ではちょっと聞いたことがないですね。はい、ほかにはないと思います。

誤りの発覚以降、令和4年（2022年）中も、原告や訴外有限会社学術秘書が学

校法人関東学院に対し、准教授に対する処分を含め、内部調査などの対応を求めてきたが、まったく回答がえられていない。「後日返答」とし、何ら連絡もないというのが毎度のことであった。

同准教授は、ムチンの件でも「研究不正論文」の発表やメディアでの誤報発信が確認されている。

「データの改ざん」などとは違い、－「明治百五十年の大過」に便乗したがゆえに可能となった－、植物の粘質物「多糖」があたかも「糖タンパク質」であるかのように装うため、粘質物を恣意的に分画（区分け）するといった、分析方法自体を偽装改変する巧妙な手口で、である（学校法人関東学院）。

9 しかし、番組担当者が事前訪問の際、「きちんとサーベイを行った。」と語ったことが真実であれば、ガラクトタンが体内で消化されない「食物繊維」であることは当然承知していたはずである（日本放送協会）。

つまり、番組担当者は、脳響水中のガラクトースが不検出であることを知った時、番組が捏造になってしまうことをわかっていながら、あえて放送に踏み切った疑いがある（日本放送協会）。

10 この放送がきっかけでサトイモの「ガラクトタンは脳細胞を活性化」が全国的に拡散させられ、JA や自治体の広報誌などでもその誤報が掲載されることになった。

1 1 その後の、ネット上での「ガラクトンは脳細胞を活性化」の誤報拡散の起点となったのが、サプリメント会社「株式会社わかさ生活」が運営する食品に含まれる成分の機能性情報サイトであった。

その出所は、平成 16 年（2004 年）、株式会社河出書房新社刊行の、管理栄養士の則岡孝子さんを著者とする書籍であった。

株式会社わかさ生活と株式会社河出書房新社のコンビは、ネット上での「明治百五十年の大過」の爆発的拡散の手助けをした。

1 2 かくして、中西さんはもとより、原告及び訴外有限会社学術秘書は、今回の誤報の「最大の被害者」となった。いくなれば「被害独占」と表現すべき状況が生まれていた。

(4) 被告の行為により、どうして原告に 5 万円の損害が発生したのか

1 実は、平成 28 年（2016 年）11 月、ガラクトンの訂正活動が 4 年目を迎える平成 29 年（2017 年）1 月から、注意喚起や周知徹底を目的に、大規模な訂正キャンペーンを行い、それをもって、今回の訂正活動に終止符を打つつもりであった。

また、休止中であった脳響水関連のプロジェクトを再開させるつもりでいた。

2 しかし、ムチンの誤りが確認されたため、直ちに訂正活動の続行が決まった。

なぜなら、「ガラクタンなくしてムチンなし」、ガラクタンの誤りとムチンのそれは不即不離の関係にあり、先述したとおり、中西さん、原告及び訴外有限会社学術秘書以外に「原告適格」を有する者はいなかったからである。

訂正活動は平成 29 年（2017 年）1 月 28 日にスタートし、今日に至っている。

当初のシナリオでは、令和 2 年（2020 年）開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックの開催年で終了となっていたが、コロナ禍（感染拡大）を理由に翌年に延期され、誤報の最大の発信者であるメディアによる訂正活動を妨害する大事件も勃発したため、方針の転換を余儀なくされた。

その「大事件」こそが、訴外株式会社読売新聞グループ本社による言論弾圧、原告と訴外有限会社学術秘書とで運営する訂正情報サイトを緊急停止させた（ネット上から消滅させた）、いわゆる「令和の二・二六事件」である。

2 年を経過した今も、訂正情報サイトは停止したままである。

2 訴外有限会社学術秘書は、令和 4 年（2022 年）5 月以降、令和の「極東国際軍事裁判」（同年 5 月 3 日～同年 11 月 12 日）と銘打ち、関係者の提訴など、ムチン騒乱の最終的解決に向けた動きを加速させている。

そこで、以下のとおり、学術コンサルティングを主な業務とする原告も訴外有限会社学術秘書が打ち出した方針に倣う。

件の「5 万円」とは、原告がクライアントから仕事を受ける際の「着手金」である。

被告が発信した誤情報や不実の申告、対応の遅れのせいで、通常
の訂正業務とは異なり、追加の訂正業務が突発的または断続的
に多発し、業務全体の進捗を妨げることになったことが着手金
相当額の請求の理由である。(中略)

たしかに「実際の損害額」は被告間で相当違いはあるが、もっぱ
らその解決を急ぐため、少額訴訟を選択し、各被告に対して一律
5万円で請求を行った経緯がある。

被告が原告の請求を認諾した場合、あるいは、被告がホームペ
ージ上での「お詫びと訂正」の掲載などの条件付きで原告と和解が
成立した場合、被告が今回の訂正に協賛したものとみなし、当該
5万円はその協賛金として扱うものとする。

しかし、被告の申し立てにより、少額訴訟が通常訴訟に移行すれ
ば、当然、「実際の損害額」を算定後、訴訟物の増額を行う。

3 関係者にとって予想外の奇襲「提訴」という法的手続きがとられたのは、ま
た、いずれも少額訴訟が選択されたのは、実は、中西さんがリフォーム詐欺の被
害者となって現在係争中であることが関係している。

4 「ガラクタンは脳細胞を活性化」については、訴訟経済の観点から、被告ご
とではなく、「エピソード」ごとの提訴とした。

ただし、訴訟物は一律5万円としたため、「被告らが、連帯して5万円の支払義
務」となった次第である。

5 しかし、「外○名」の事件が通常訴訟に移行すれば、被告ごとに「『実際の損
害額』を算定後、訴訟物の増額」を行う。

(5) (2)と(4)の因果関係

1 中西さんは、脳響水を報道した新聞や雑誌の記者ら（株式会社日本経済新聞社、株式会社茨城新聞社、株式会社農業新聞、一般社団法人家の光、一般社団法人農山漁村文化協会など）や公共放送（日本放送協会）に対し、「ガラクタンは脳細胞活性化」が「完全な誤り」であり、研究者らが「メディアを使った研究不正」に手を染めていた事実を伝え、再三にわたって訂正報道の必要性と重要性を訴えかけ続けた。

しかし、被告らの中には、中西さんに対して、その事実から目を背け、逆に開き直って、『ガラクタンが脳細胞を活性化』させないことを科学的に証明できますか。そのためには、研究論文の発表が必要です。それであれば、訂正します。」といった破廉恥な言葉を発した者もいる。その者は、「サトイモをみると吐き気がします。」とさえ言い放った。

「ガラクタンは脳細胞を活性化」自体が、科学の「常識（定説）」をひっくり返すノーベル賞級の大発見であることを知らずに、である。つまり、日本では、無頓着にも、過去何十年（半世紀以上）にもわたって、そのような大発見が枚挙にいとまなく報道され続けてきたわけであり、無知にも程があろう。

被告らは、「ガラクタンは脳細胞を活性化」が話の本筋には直接的関係のない、「前振り」や「常套句」のようなものにすぎないと考えていたにせよ、そうしたとんでもフレーズを何度も見せられる読者や視聴者を等閑にしてきたとしか言

いようがない。

3 研究不正に関する情報提供を受けた国立大学法人筑波大学、中西さんに誤報を吹聴してきた研究者の同僚や上司らも「メディアを使った研究不正」の一件を承知しているにもかかわらず、貝のように口を閉ざすだけであった。

原告や訴外有限会社学術秘書の抗議についてもいっさい応じなかった。

平成 29 年（2017 年）以降は、やはりガラクタンの件では、「つくば国際戦略総合特区」で茨城県に対し、また「ムチン」の件では日本一のレンコン産地、茨城県土浦市に対し、同准教授が連携協定を悪用し、「サトイモ（脳響水）」に続いて 2 例目の「メディアを使った研究不正」をおこなっていた事実が確認され、原告及び訴外有限会社学術秘書はその追及をおこなった。

同准教授の所属先は、平成 26 年（2014 年）3 月に公表された柳沢純教授と村山明子元講師らの研究不正が発覚した生命環境系である。「平成 26 年（2014 年）3 月」といえば、同准教授の「メディアを使った研究不正」が発覚した時期と重なり合っている。

中西さんと原告が令和 2 年（2020 年）11 月、国立大学法人筑波大学の本部棟を訪れ、コンプライアンス担当と面談を行ったが、翌令和 3 年（2021 年）1 月の回答は「ゼロ回答」であった。

4 裁判長には、公共放送を担う被告（日本放送協会）を含めたメディアからの

協力が、もっぱら関係者の保身のために、全く得られない中で、原告と訴外有限会社学術秘書の訂正活動がいかに困難であったか、時間のかかる、たいへん苦勞の多いものであったか、想像していただきたい。

『読売新聞』や『朝日新聞』、『毎日新聞』といった脳響水についてこれまで一度も報道したことがなかったメディアもその例外ではなかった。

「報道しない自由」を振りかざすメディアの結束力は実に強靱である。

この件で、BPO（放送倫理・番組向上機構）もまったく動かなかった。

5 しかし、3年間の訂正活動の結果、テレビやラジオ、新聞、雑誌などの主要メディアからのガラクタンの誤報発信は皆無となっていた。

この事実は、ガラクタンに限定されるとはいえ、中西さん、原告及び訴外有限会社学術秘書による「訂正独占」の成立の根拠である。

6 ムチンの訂正は、ガラクタンの訂正とは比べ物にならないかたい岩盤にぶつかった。サトイモただ一つの話ではすまなかった。誤報がサトイモを含めたネバネバ食材全般に及んでおり、あたかもがんが全身に転移し、あとは死を待つのみ末期患者に例えられるような蔓延状況からのスタートになったからである。

「もはや訂正できない誤報」として長らく認知され、胃腸薬や点眼薬で知られる製薬大手までもがこの誤報に便乗した商法に手を出していた。

この件は、原告や訴外有限会社学術秘書からの再三の情報提供にもかかわらず、

消費者庁も、見て見ぬふりを通してきた経緯がある。カタカナ語「ムチン」の誤った日本語訳「粘液質、粘素、粘液素（粘質物一般の総称和名）」が元で生じた誤情報の出所となった学術団体（公益社団法人日本化学会、公益社団法人日本生化学会、日本医学会）も、その真相について固く口を閉ざした。

したがって、中西さんへの関係者の反発・抵抗は並大抵のものでなかった。

「かっぱ寿司」や「牛角」のブランドを傘下におさめる株式会社コロワイドが後年買収した和食の定食チェーン店を全国展開する株式会社大戸屋やRKB毎日放送株式会社、そして**国立大学法人筑波大学の関係者らが中西さんの勤務先にも圧力を加える**など、中西さんがその最大の被害者になった。

中西さんが早晚職を賭さなければ、訂正活動を続けられない状況にまで追い込まれた。

7 しかし、中西さんが失脚すれば事は解決するとの関係者の大方の予想に反し、訂正活動はとん挫するところが、むしろ加速していった。その陰に、中西さんの並々ならぬ献身があったことはいうまでもない。

「『間違いだ。』とは認めたくない」者たちからの原告や訴外有限会社学術秘書に対するネット上での誹謗中傷はなかなか消え止まなかったが、それらは全体のごく一部にすぎず、圧倒的多数は訂正に応じており、結局、「大勢」が抵抗勢力を力でねじ伏せた。

今では、「ムチン 訂正」という2つのキーワードで検索すれば、全体のごく一部分にすぎないが、各省や所管独立行政法人、都道府県庁、市町村役場などの国の機関等、JA などから「お詫びと訂正」の記事を誰もが容易に確認できる。

こうして、「明治百五十年の大過」の訂正に伴う破滅的展開（ハードランディング）から一部の犠牲やむなし（ソフトランディング）への地ならしが着実に続けられてきたわけである。

これらは、公共放送「日本放送協会」による訂正報道が行われる日「Xデー」への備えも兼ねている。いわゆる「SNS対策」の一環である。

ガラクタンの訂正活動の頃は、すべてがすべて全削除や、言葉の意味での「訂正」ないし「修正」で進んだため訂正活動の形跡がまったくといっていいほど残されていない。なぜなら、まずネット上の訂正を進め、その後、公共放送「日本放送協会」による訂正報道が続くことが望ましいと考えていたからである。

しかし、ガラクタンの件で、結局、公共放送「日本放送協会」は何もしなかった。そこで、ムチンの訂正では、その反省に立ち、ガラクタンの訂正と同様の対応をとりながらも、中西さん、原告及び訴外有限会社学術秘書が「公共メディア」化することによって、一人でも多くの国民に事実を伝えること、ひいては国民の知る権利にこたえることを訂正活動における基本方針とした。そのため、訂正活動が大幅延長になってしまったことはいなめない。

とはいえ、今は、形勢が完全に逆転している。中西さん、原告及び訴外有限会社
学術秘書の共同占取した、(動植物の)粘質物一般に関する誤情報の「訂正独占」
の起源や根拠はここにあると断言している。それを決定付けたのは、「明治百五十
年の大過」と称されるように、「なぜ日本国内だけで」拡散した誤情報だったの
か、その起源や根拠を特定できたからである。

国等の調査の結果、植物の粘性物質をムチンと呼ぶ「明治百五十
年の大過」は、現存する学術団体(公益社団法人日本化学会、公
益社団法人日本生化学会、日本医学会)による誤った日本語訳
(「粘液質」「粘素」「粘液素」) = 「ムチン(粘質物一般の総称和
名)」を端緒とした、「(動物の)粘液(英: mucus 日: ミューカ
ス)」の主成分「糖タンパク質(英: mucin)」と「(植物の)粘液
(英: mucilage 日: ミューシレージ)」の主成分「ペクチン性多
糖(英: pectic polysaccharide)」の誤認混同に由来し、『広辞苑』
で知られる岩波書店が戦前戦後にかけて出版した『理化学辞典』
『生物学辞典』『英和辞典』がそのインフルエンサーとなってい
たと結論付けられました。

つまり、実は、「分析方法の改良など、科学の進歩」や「(ハードウェア面での)
分析機器の発達」でえられた「最新の知見」でも、なんでもかった。先人が犯し
た、明治時代に入ってからからの輸入学問ゆえの言語の壁(言葉の意味の理解)を乗
り越える際の失敗に伴う、当時雨後の筍のように生まれた数知れない間違いの
一つでしかなかったものが、その後、日本社会全体に深く根を下ろし、詐欺商法
の温床になってしまっていただけの話である。

この事実を直視すれば、今回は、ガラクトンの捏造報道発覚を事実上阻止できた

公共放送「日本放送協会」といえども、訂正報道を避けられないだろう。それは同時に、ガラクタンの訂正報道も強いられること、つまり、公共放送「日本放送協会」の過去の不祥事が次々と暴露され、その存立基盤を失うただならぬ事態に直面せざるを得ない恐れを覚悟のうえでなければ無理であろう。

その意味で、「水府裁判」は、国民の「知る権利」を守るための、「公共メディアじゃんぬ」から公共放送「日本放送協会」への最後通牒であり、果し状でもある。

8 「コロナ禍」が襲った日本で、「免疫力の向上に役立つ。」などと称して、多年にわたってしばしば当然のように引き合いに出されてきた、オクラ、納豆などの「ネバネバ食」がなぜ大きな話題となりえなかったのか、むしろその反対に、健康情報からその姿をどんどん消していったのかといえば、中西さんが手がけた足掛け8年にも及ぶ訂正活動が実を結んでいたからこそである。

また、中西さんの訂正活動が、ネバネバ食にまつわる無知蒙昧から解放されたコロナ感染者の療養のあり方（とくに食事の内容）やその予後にも大きな影響を与えていたことは想像に難くない。

中西さんの脳響水研究とその挫折、勇気と忍耐、そして献身がなければ、ムチンの誤報は未来永劫続いていたはずである。その代償は、日本がいずれ「国際的に」支払わされたことであろう。それは、「日本発」ブランドの信用失墜である。いずれ訪れる日本ブランドの窮地を未然に救ったことでも中西さんの功績は非常

に大きい。

今回、明治の頃までさかのぼる、ガラクトンやムチンなどの糖の非常識が蔓延する、国際的にみて非常に恥ずべき日本社会の混乱を、「ムチン騒乱」と命名したが、この言い表は、事の仔細を知れば知るほど、至当であることがよくわかるはずである。

「そんな間違いはよくある。」という一言ではとても片づけられない日本社会に深く根を下ろした間違いであり、関係者の数が日本人全体、その何世代にも及んでいる。

間違いを犯した死んだ世代が今を生きる世代を誤報に縛り付けるという関係も生じている。明治の文豪「森鷗外」こと小林林太郎さんや、日本初の科学ジャーナリストで誤情報の大元になった『岩波理化学辞典』の編者で知られる石原純さん、ビタミンと脚気の予防法の発見者である鈴木梅太郎さんらがムチン騒乱の「A級戦犯」である。A級戦犯リストを公開予定であるが、奇しくも公共放送「日本放送協会」の、令和5年（2023年）春スタートの連続テレビ小説『らんまん』で主人公のモデルとされる「日本の植物学の父」、牧野富太郎さんもそれに名を連ねている。

つまり、ムチン騒乱では、誰もが「当事者」、「1億総当事者」であるといってもいいすぎではない。

執筆者も決まった原作本『ムチン騒乱』が映画化されれば、その小道具には「納豆」から「コンタクトレンズ」が必要であり、キャストでいえば、ベランダの家庭菜園で日々野菜を育てる主婦役から石油元売り会社の社長役まで登場することになる、「風が吹けば桶屋が儲かる」的な展開になるなどとは、誰も想像できないだろう。

⑥ どうして(2)が違法といえるのか

1 上述のとおり、「ガラクタンは脳細胞を活性化」の「完全な誤り」が判明した後も、訂正活動と同時並行して、脳響水の研究は続けられていた。

なぜなら、メディアが報じたのは、あくまでも誰でも作れるサトイモのガラクタンが入った「ただの芋の水」にすぎず、お料理水や清涼飲料水としてサトイモの高度利用を目指す脳響水とは全く別次元の話であったからである。その「残りかす」である、水さらし後の生のサトイモスライス（脳響チップ）の活用も含め、サトイモを丸ごと使う。

したがって、メディアのせいで、脳響水の研究もその後の発展も大きく妨げられてきた。

2 同じく「メディアの失敗」に由来する「明治百五十年の大過」の訂正活動への移行で、中西さんが平成 26 年（2014 年）10 月 12 日に 2014 脳響水元年記念

講演の中で予言した、脳響水関連プロジェクトのロードマップ策定は何度も先送りせざるをえなくなった。

その結果、中西さんは「高齢者」の仲間入りをする歳になってしまった。

しかも、中西さんがこれまでに投じた私財は 2,500 万円を超えている。

3 脳響水関連のプロジェクトの遅れを取り戻すためには、とにもかくにも、原告らが可及的速やかに訂正報道を行うことが肝要である。つまり、脳響水に帰せられた汚名「ガラクタンは脳細胞を活性化」の誤解を解くことがその第一歩となる。

そもそも、「ガラクタン」は、さまざまな植物に含まれる糖質成分であり、ただサトイモだけに含まれているわけではないという事実からも、その誤りに気付くだろう。

4 加えて、脳響水のお料理水及び清涼飲料水としての商品化に向けた環境整備を急ぐべきである。

この「清涼飲料水」とは、口臭予防効果のある、薄ピンク色で透明感のある、「食事専用飲料」である。つまり、茶飲料の代替品である。

5 本訴は、中西さんの目標を実現させるための被告らへの協力の切なる求めでもある。被告らには、中西さんのために何ができるかの検討とその実行を願いたい。

6 「目標」の中には、もちろん、生理（物質代謝）の原点に立ち返り、ムチンを糖の代謝物（老廃物）と捉え直し、その観点から従来の糖鎖研究や臨床研究を総合的に見直す作業（基礎研究）も含まれている。

7 なお、中西さんが平成28年（2016年）11月12日に「みと・あかつかカンファレンス」の発会式で提唱した「無知や無関心、無視を社会からなくす」取り組みについては、具体的に言えば、茨城県水戸市を「公共メディア首都」とする構想の推進については、今後、次世代の学術コンサルティング、“勉強が仕事になる”インターネットの新しい使い方「メイド・イン・インターネット」を標榜する原告と訴外有限会社学術秘書が「公共メディアじゃんぬ」で実現していく。インターネットベースの、少額裁判を活用した民事裁判の新しいかたち「セカンドコート（第二法廷）」も、である。

以上